

## 職員の自己啓発等休業に関する条例

平成27年2月20日条例第21号

最終改正：令和元年7月23日

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとときは、自己啓発等休業をすることを承認することができる。

### (自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修（同項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業にあっては2年（学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超えるものに在学してその課程を履修する場合は、3年）、国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業にあっては3年とする。

### (大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び大学院を含む。）

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) 前2号に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）とする。

（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学して

いる課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、組合規則で定める期間を引き続き勤務したものとみなして、組合規則で定めるところにより、その職務に復帰した日以後のその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 職員の退職手当に関する条例（平成27年条例第38号）第11第2項及び

第13条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第11条第2項に規定する休職期間等に該当するものとする。

- 2 自己啓発等休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第13条第4項の規定の適用については、同項中「の2分の1に相当する日数（1日未満の端数は切り捨てる。）（専従許可を受けたことにより現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その期間の日数）」とあるのは「（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められるものとして組合規則で定める要件に該当する場合にあっては、その期間の日数の2分の1に相当する日数（1日未満の端数は切り捨てる。））とする。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和元年7月23日条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。